

## 年金記録確認中央第三者委員会（第1回）議事要旨

1 日 時 平成19年6月25日（月）17時00分から20時00分

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階第1特別会議室

3 出席者

（委員会）梶谷委員長、高野委員長代理、石井委員、衛藤委員、小澤委員、関口委員、中村委員、奈良委員、南委員

（総務省）菅総務大臣、田村総務副大臣、河合総務大臣政務官、熊谷行政評価局長、新井審議官 ほか  
（社会保険庁）村瀬社会保険庁長官、青柳運営部長、鈴木年金保険課長 ほか

4 主な議題

- (1) 委員長互選
- (2) 菅総務大臣挨拶
- (3) 委員長挨拶
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 委員会の運営について（運営規則等）
- (7) 委員会の所掌事務、権限等について
- (8) 年金記録確認の手続、再調査依頼案件等について
- (9) あっせんに当たっての基本方針策定に向けての論点
- (10) その他（フリートーク、次回日程等）

5 会議経過

- (1) 梶谷委員が委員長に互選された。
- (2) 菅大臣から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

委員長に就任された梶谷先生を始め諸先生方には、お忙しい中年金記録確認中央第三者委員会の委員をお引き受けいただき、心から感謝、御礼申し上げる。

去る6月11日、総理から、「年金記録の確認について、御本人の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする第三者委員会を総務省に設置をしていただきたい。この第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の信頼を回復するよう努めていくことが必要である。」との指示を受けた。

年金保険料を納められた方に対してきちんと給付することは制度として当然のことである。判断が難しい事例も多いかと思うが、納められた方の視点に立ってまじめに年金保険料を払った方に対して給付がきちんと行われるよう御検討いただきたい。

また、この委員会は、地方の第三者委員会も含め統一的運営方針を定める役割を担う。基本方針をできるだけ早く策定いただくとともに、今後、あっせんを行うに際しての先例となるあっせん案の策定をお願いしたい。

年金制度に対する信頼の回復は国家の基本に関わる問題であるとともに、申立てをされる方にとっては御自分の年金額に関わる重大事であって、この委員会の果たす役割は極めて重い。この重い任務に対する御協力に改めて感謝申し上げますとともに、今後、活発な審議をお願いしたい。

(3) 委員会の運営について、以下のように決定した。

- ・ 委員長の指名により、高野委員が委員長代理に指名された。
- ・ 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

- ・ 委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

(4) 社会保険庁から、年金記録確認の手続、同庁の年金記録審査チームに提出された再調査依頼案件等について説明があった。

説明後、現在審査チームで検討中の案件については今後どう扱うのか、との質問があり、御本人の意向を確認して第三者委員会に移管したい旨の回答があった。また、2万人が再調査を求めてくる可能性があるとのことだが、これらの方々の分について、この再調査依頼案件と同様の類型化が可能なのか、などの質疑があった。

(5) あっせんに当たっての基本方針策定に向けての論点について議論が行われ、この中で、年金記録問題は年金記録を管理・運営する社会保険庁側の管理システムに問題があると考えらるべきである、第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努めるべきである、第三者委員会では、公正な判断に資するとともに、全国の地方第三者委員会間の整合性を確保するため、判断のための基準となるものを速やかに作成すべきである、などの基本的考え方について委員間で認識の共有が図られた。

また、判断基準の策定に向けて具体的な事案を基にした検討を進めていくこととされた。

(6) 次回は、6月29日(金)13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕